

V. まとめと考察

当財団では、2010 年度より障害者専用・優先スポーツ施設に関する調査を実施しており、2012 年度以降、3 年周期で継続し、本調査は 6 回目となる。本報告書では、公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下、JPSA）「パラスポーツセンター協議会」に加盟している 29 施設を含め、国内に 161 の障害者専用・優先スポーツ施設があることを明らかにした。障害者専用・優先スポーツ施設の要件として、1. JPSA パラスポーツセンター協議会加盟施設、もしくは 2. 体育館、プールのいずれかを所有しており、利用を希望する個人、および団体に施設を貸し出している（障害者の個人利用と団体利用がある）公共施設としている。

1. 障害者専用・優先スポーツ施設の概観（図表 2-1-1、2-1-2、2-3-1、2-5-1）

障害者専用・優先スポーツ施設の特徴として明らかになったのは以下である。

- 161 施設のうち 92 施設が 1990 年代以前に設置。
- 施設の廃止、機能移転、新設が進む。2021 年度以降に新設されたのは 5 施設。
- 付帯施設は、「体育館」が 88.9% と最も多く、「トレーニング室」「プール」が続く。

2. 新たな知見

（1）避難所指定状況（図表 2-7-2）

障害者専用・優先スポーツ施設における避難所の指定状況についてみた。避難所のうち、要配慮者の受入を想定しているのが福祉避難所である。ただ、一般避難所においても生活に支障が生じる可能性がある人は受け入れる。

- 避難所の指定を受けていたのは半数で、そのうち指定福祉避難所が 12.3%、協定等により確保している福祉避難所が 15.1%。

（2）事業展開（図表 2-15-1、図表 3-3-1）

- 事業を実施している施設は 82.2%、貸館業務のみを行っている施設は 17.8%。
- すべてのハブ施設は事業を実施、サテライト施設は 24.1% が事業は実施せず、貸館業務のみを行っていた。

（3）ハブ施設・サテライト施設別にみる事業実施（図表 3-2-1、3-2-2）

- 障害者スポーツ教室、障害者スポーツ大会・イベント、巡回スポーツ教室（出張教室）の 3 事業すべてを実施しているハブ施設は 82.1%、サテライト施設では 16.3%。
- 多くのハブ施設で実施しており有意差がみられた事業は、以下の 7 事業であった。これらの 7 事業は、ハブ施設の必須事業と言えるだろう。

①医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談

→利用したいと思った障害者が安全・安心を得た上で事業に参加するためには、相談機会があることは重要である。

②レベル別（初級・中級・上級）運動・スポーツ教室／③重度障害者向け 運動・スポーツ教室

→レベル別、重度障害者向けの運動・スポーツ教室は、利用者の多様なニーズに対応するために豊富な教室を準備している証拠と言える。

④出前（出張）運動・スポーツ教室

→ハブ施設まで来られない人にとって事業の意義は非常に大きく、地域の拠点となるハブ施

設にとっては、遠隔への機会提供は重要である。

⑤クラブ・サークルの設立支援

→施設提供事業とは別に、ハブ施設がクラブやサークルを通じて運動・スポーツ機会を提供することは、選択の幅が広がることになる。利用者の自立を促す上ではクラブ・サークルの存在は重要である。

⑥指導者の養成講習会の開催／⑦人材育成の研修会開催

→人材を育成することは、ささえ手の確保に繋がり、持続可能なスポーツ環境の提供になる。

- ハブ施設・サテライト施設別で有意差がみられなかった事業は、以下の 3 事業であった。クラブ・サークルの地域移行支援やリ・スタート研修会の開催は、ハブ施設・サテライト施設問わず実施している施設は少なかった。

⑧種目別運動・スポーツ教室

→ハブ施設・サテライト施設問わず、多くの施設で実施していた。

⑨クラブ・サークルの地域移行支援(他施設への利用促進)

→ハブ施設・サテライト施設問わず実施施設は少なく、他施設への利用促進の難しさが明らかになった。

⑩リ・スタート研修会の開催

→1 施設のみで実施。JPSA 公認パラスポーツ指導員の資格を取得後、ブランクを経て活動再開する人の不安解消のために設けられている機会だが、障害者専用・優先スポーツ施設が主催する事業としては浸透していなかった。

(4) 施設の廃止と機能移転

新設の施設は 5 施設で、そのうち 2 施設は老朽化により施設を廃止し、同時期に新設された総合体育館に機能を移転した。「おおむたアリーナ」(94 ページ参照)は、これまで大牟田市の障害者スポーツ振興の拠点であった「サン・アビリティーズおおむた」が閉館し、分散していた公共施設の移転統合を進めるなかで、新設される「おおむたアリーナ(大牟田市総合体育館)」に障害者スポーツ施設の機能を移転した。サン・アビリティーズおおむたの時に提供していた利用者への送迎サービスを現在も継続し、施設移転後の利用者の機会確保につとめている。

同様に、下関市障害者スポーツセンターも 2024 年 6 月末に老朽化に伴い閉館した。2024 年 8 月に開館した下関市総合体育館 (J:COM アリーナ) に機能を移転し、「下関市パラスポーツサポートセンター」として事業を再開した。障害者スポーツ教室・大会の開催、講習会や交流事業、出前教室の実施など、機能移転前と同規模の事業を展開している。

今後も日本の人口減少が続くことを考えると、公共施設の老朽化に伴う移転統合は、より一層進んでいくと考えられる。図表 2-3-1 で示した通り、障害者専用・優先スポーツ施設の多くは 1970~1990 年代に設置されており、老朽化に伴う移転統合は多くの自治体で議論されることになる。その際、移転前と同様の事業(サービス)の提供、同規模のスポーツ機会の確保が重要となる。また、機能移転にあたっては、事前ワークショップの開催など、当事者の声が届くような仕組づくりが必須となる。

3. 経年変化

(1) 施設分類(図表 2-2-1)

2010 年度より、障害者専用・優先スポーツ施設の対象は、主に身体障害者福祉センター、旧勤労身体障害者教養文化体育施設(サン・アビリティーズ)、旧勤労身体障害者体育施設であった。一方で、施設の老朽化が進み、施設の修繕・廃止、機能移転などに伴い、前述の対象以外の「その他」施設が増加した。「その他」施設には、総合福祉センター、スポーツセンター、障害者優先体育館などが該当し、2024 年度では約 3 分の 1 となる 52 施設が「その他」に分類された。次回調査では、施設分類の再検討が必要となる。

(2) 指定管理者(図表 2-8-1、2-8-2、2-8-3)

2015 年度以降、障害者専用・優先スポーツ施設の管理運営は、約 9 割が指定管理者によるものであり、その割合に大きな変化はなかった。指定管理者の事業形態では、いまだ「単独で指定管理者」が 8 割を占めるが、「共同事業体として指定管理者」が徐々に増加しており、2024 年度では 18.6% と、これまでで最も多い割合だった。内訳では、社会福祉法人、社会福祉協議会がこれまで同様に多かったが、障害者スポーツ協会、施設管理公社などが増加した。利用者の多様なニーズへの対応、施設の効率的な管理運営など、指定管理者に求められる役割も高度化している。地域の実情や課題などにあわせて、それぞれの団体・組織の専門分野の分担、ノウハウの共有など、共同事業体として指定管理者になる施設は増える可能性がある。

(3) 平均利用者数と集計方法(図表 2-9-1、2-9-2)

- 1施設あたりの平均利用者数は 2012 年度から 7~8 万人で推移していたが、コロナ禍(2020~2021 年度)には 4 万人を下回るまで減少した。収束に向かい始めた 2022 年度に約 5 万人、2023 年度に 5 万 7,000 人を超え、コロナ禍前の状況に戻りつつある。
- 1施設あたりの障害者の平均利用者数は 2012 年度から 2 万人台で推移していたが、コロナ禍(2020~2021 年度)に半減した。2023 年度には 2 万人を超える、総利用者数同様、コロナ禍前の状況に戻りつつある。
- 障害種別の利用者数も同様の傾向をみせており、2020 年度、2021 年度で減少した利用者数が 2022 年度、2023 年度と徐々に回復傾向をみせている。
- 利用者の集計方法では、「利用施設ごとの利用者のべ人数を集計している」が 2018 年度(40.2%)、2021 年度(44.4%)、2024 年度(49.0%)と徐々に増加している。コロナ禍で、施設内でも利用施設ごとに利用者を管理する施設が増加したと推察できる。

障害者専用・優先スポーツ施設の利用者数は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置など、新型コロナウイルス感染症拡大により、施設の一時閉鎖や利用制限などが利用者数に影響を及ぼしたが、徐々に回復傾向を示した。

(4) 指導者(図表 2-10-1、2-10-2、2-10-5、2-10-6、3-5-1)

- 障害者専用・優先スポーツ施設における有給・有償のスポーツ指導者がいる施設は 2021 年度(58.2%)から 2024 年度(71.3%)と増加した。正規雇用者、契約／嘱託職員、アルバイトなどで増加した。
- 有給・有償のスポーツ指導者の平均人数は 2021 年度(13.6 人)から 2024 年度(12.2 人)に減少、正規雇用者、契約／嘱託職員、アルバイトでも同様に減少した。
- ハブ施設の有給・有償のスポーツ指導者数の平均人数は 2021 年度(26.4 人)から 2024

年度(23.5人)に減少、サテライト施設では、2021年度(3.4人)から2024年度(6.1人)に増加した。

- 有資格者の配置状況では、パラスポーツ指導員を配置している施設は、初級、中級、上級と、それぞれ増加した。
- ハブ施設では初級が減少、サテライト施設では初級、中級、上級のいずれも増加した。

有給・有償のスポーツ指導者がいる施設は、2021年度から増加したが、指導者の平均人数は2021年度(13.6人)から2024年度(12.2人)にかけて減少した。ハブ施設・サテライト施設別の平均人数をみると、ハブ施設は減少、サテライト施設で増加したことから、有給・有償のスポーツ指導者が増加したのは主にサテライト施設だったと推察できる。

(5) 実施事業と重度障害者の利用(図表2-11-1、2-11-2、2-11-4、2-11-5、2-11-6、2-11-8、2-11-9、2-11-10)

- 障害者スポーツ教室を実施する施設は増加
- 実施種目は、「ボッチャ」「ジュニア・親子体操」「車いすバスケットボール」で増加した一方、「健康体操・健康ヨーガ」「卓球」「水泳・水中運動」「軽スポーツ」などで減少した。
- 重度障害者の参加では、「ボッチャ」「水球・水中運動」「健康体操・健康ヨーガ」「軽スポーツ」で減少した。

施設内で開催される障害者スポーツ教室は、施設側と利用者側の双方にメリットがある。障害者スポーツ教室の参加者は、日頃から施設を利用している人が多いため健康状態の把握が容易であり、コロナ禍で教室を運営するにあたっては非常に効果を発揮した。利用者は、日常的に感染症対策を講じている場所であることを自身の目で確認しているため、安全・安心を把握した上で教室に参加できた。そのため、重症化リスクの高い重度障害者でもコロナ禍前と変わらずに参加していたと考えられていたが、コロナ禍明けの2024年度に重度障害者の利用が減少した。ボッチャを実施する施設が増加する一方、重度障害者の参加は減少した。ボッチャは重度脳性麻痺者や四肢に重度の障害がある人向けに考案されたスポーツであるが、現在では、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、すべての人が一緒に競い合えるスポーツとして普及しており、重度障害に限らず、多くの人が参加することができる競技になっている。

- 障害者スポーツ大会・イベントの実施施設に大きな変化なし
- 多種目の体験会や運動会、種目別スポーツ大会・イベントの実施状況に大きな変化はみられなかった。いずれも重度障害者の参加は減少傾向にあった。
- 実施種目は、「グラウンド・ゴルフ」「サッカー」「バスケットボール」で増加、「卓球」「アーチェリー」「車いすバスケットボール」などで減少した。
- 重度障害者の参加は、「ボッチャ」「水泳」「卓球」「アーチェリー」で減少した。

実施状況に大きな変化はなかったが、多種目の体験会や運動会、種目別スポーツ大会やイベントのいずれにおいても重度障害者の参加が減少した。実施内容の上位3位を占めるボッチャ、卓球、水泳は重度障害者の参加が減少、前述の障害者スポーツ教室における重度障害者の参加減少を考慮すると、施設での教室、大会、イベントにおける重度障害者の参加は減少傾向にあると言えるが、コロナ禍後の施設運営状況や重度障害者の社会参加の状況などを鑑み、引き続き、注視していく必要がある。

- 巡回スポーツ教室(出前教室)を実施する施設に大きな変化なし
 - 多種目の体験型教室の実施状況では大きな変化はみられなかつたが、重度障害者の参加状況は、減少傾向が続いている。
 - 種目別スポーツ教室の実施状況は減少した。実施種目は、「ボッチャ」「サッカー」で増加、「軽スポーツ」「車いすバスケットボール」「健康体操・健康ヨーガ」「水泳・水中運動」で減少した。重度障害者の参加は、「軽スポーツ」で半減した。

東京 2020 大会で注目を集めたボッチャは、パリ 2024 大会での活躍もあり、2021 年度より増加した。ボッチャは、重度障害者への参加状況についても大きな変化はみられず、前述の教室、イベント・大会における重度障害者参加傾向とは異なる結果となつた。一方、東京 2020 大会で銀メダルを獲得した「車いすバスケットボール」は、パリ 2024 大会への出場を逃したことが影響してか、巡回スポーツ教室(出張教室)での実施が減少した。

- 巡回スポーツ教室(出張教室)は多くの実施場所で減少
 - 「公共スポーツ施設」「特別支援学校の体育・スポーツ施設」「一般校の施設(一般校の体育・スポーツ施設を除く)」「特別支援学校の施設(特別支援学校の体育・スポーツ施設を除く)」「民間スポーツ施設」で減少、利用が大きく増加した施設はなかつた。

東京 2020 大会を契機に、スポーツ庁のオリンピック・パラリンピック教育推進事業の展開や国際パラリンピック委員会(IPC)公認教材『I'mPOSSIBLE』日本版が全国の小中高、特別支援学校に配布されたことなどが追い風となり、出張教室の会場として、2021 年度に、一般校、特別支援学校問わず、学校施設の使用が増加傾向になつた。東京 2020 大会終了から 3 年が過ぎた 2024 年度には、多くの実施場所は減少傾向となつた。

(6) サークル・クラブ・競技団体の利用(図表 2-12-1、2-12-2、2-12-3、2-12-4)

- 主に特定の障害種の参加者で構成される活動団体が増加
 - 「車いすバスケットボール」「卓球」「ボッチャ」「バドミントン」「サッカー」などで増加。
 - 1施設あたりの平均団体数は、「水泳・水中運動」が 13.8 団体で最も多く、「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」(11.3 団体)、「陸上」(7.3 団体)が続く。
- 異なる障害種の参加者で構成される活動団体が増加
 - 「卓球」「ボッチャ」「水泳・水中運動」「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」「サッカー」などで増加。
 - 1施設あたりの平均団体数は、「軽スポーツ(複数種目の実施含む)」が 11.3 団体で最も多く、「水泳・水中運動」(5.5 団体)、「卓球」(4.7 団体)が続く。

4. 実施事業からみる既存施設のハブ施設化の可能性

本研究では、障害者専用・優先スポーツ施設の主な実施事業として、以下 16 事業の実施状況をたずねた。

- 1) 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談
- 2) 種目別 運動・スポーツ教室
- 3) 初心者向け 運動・スポーツ教室
- 4) レベル別(初級・中級・上級向け)運動・スポーツ教室
- 5) 重度障害者向け 運動・スポーツ教室
- 6) 出前(出張)運動・スポーツ教室
- 7) 障害の有無に関わらず参加できる運動・スポーツ教室
- 8) クラブ・サークルの設立支援
- 9) クラブ・サークルの地域移行支援(他施設の利用促進)
- 10) 大会・イベント・体験会の開催
- 11) 大会・イベント・体験会参加者への施設の定期利用促進
- 12) 指導者の養成講習会の開催
- 13) フォローアップ講習会の開催
- 14) リ・スタート研修会の開催
- 15) 指導や教室運営などの補助
- 16) 人材育成の研修会開催

障害者専用・優先スポーツ施設を JPSA パラスポーツセンター協議会に加盟している施設(以下、ハブ施設)と未加盟施設(以下、サテライト施設)の二群に分け、クロス集計を行った結果、平均事業数はハブ施設で 10.9 事業、サテライト施設で 4.0 事業だった。ハブ施設の平均事業数がサテライト施設の倍以上となっており、多事業実施はハブ施設の特徴の一つであることが改めて確認できた(図表 5-1)。主な実施事業(16 事業)のうち、過半数(8 事業以上)の実施施設はハブ施設で 89.3%、サテライト施設で 17.5% だった(図表 5-2)。

図表 5-1 ハブ施設・サテライト施設の実施事業数の平均値・最大値・最小値

	施設数	実施事業数		
		平均事業数	最大事業数	最小事業数
合計	108	5.8	15	0
ハブ施設	28	10.9	15	3
サテライト施設	80	4.0	13	0

図表 5-2 ハブ施設・サテライト施設における過半数(8 事業以上)の事業を実施している施設の実施状況

	施設数	実施事業数(過半数)	
		施設数	%
合計	108	39	36.1
ハブ施設	28	25	89.3
サテライト施設	80	14	17.5

サテライト施設で過半数の事業を実施している 14 施設(以下、潜在的ハブ施設)とハブ施設の実施事業状況を分析した。統計解析は変数の特徴にあわせ、 χ^2 検定、Fisher の直接確率検定を行い、ハブ施設と潜在的ハブ施設の差を検証した(図表 5-3)。統計処理には IBM SPSS Statistics(ver.29)を使用した。いずれも統計学的有意差は 5%未満とした。ハブ施設における実施事業上位 8 位までをみると、ハブ施設の実施が有意に高かったのは、以下 3 事業であった。

- 1) 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談
- 4) レベル別(初級・中級・上級向け)運動・スポーツ教室
- 6) 出前(出張)運動・スポーツ教室

図表 5-3 ハブ施設・潜在的ハブ施設における事業実施状況(ハブ施設の上位 8 位)

順位	実施事業	ハブ施設 (N=27)	潜在的 ハブ施設 (N=14)	p 値
1	2) 種目別 運動・スポーツ教室	100.0	100.0	
2	3) 初心者向け 運動・スポーツ教室	100.0	100.0	
3	10) 大会・イベント・体験会の開催	100.0	100.0	
4	6) 出前(出張)運動・スポーツ教室	92.6	57.1	0.012 ** F
5	4) レベル別(初級・中級・上級向け)運動・スポーツ教室	88.9	57.1	0.042 * F
6	7) 障害の有無に関わらず参加できる運動・スポーツ教室	88.9	78.6	
7	1) 医師・理学療法士等によるスポーツ医事相談・運動相談	77.8	21.4	0.001 ** χ
8	11) 大会・イベント・体験会参加者への施設の定期利用促進	77.8	100.0	

F : Fisher の直接法 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

χ : χ^2 検定 * : p < 0.05, ** : p < 0.01.

地域の拠点施設であるハブ施設の特徴が顕著になった結果であるが、別の視点でみると、潜在的ハブ施設において、前述の 3 事業が実施可能となれば、ハブ施設と同等の機能を持つ可能性が示唆された。現在のハブ施設(29 施設)と潜在的ハブ施設(14 施設)をあわせた 43 施設を、仮に障害者スポーツセンターとする場合、これまでの 19 都道府県(29 施設)から 23 都道府県(43 施設)に拡大する。

スポーツ庁「スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツワーキンググループ最終報告書」(2024)では、地域の中心となって、障害のある人の身近なスポーツ環境の整備を支援する障害者スポーツ振興の拠点(障害者スポーツセンター)を広域レベル(都道府県レベル、地域の実情に応じて政令市レベル)ごとに 1 つ以上整備する、としている。現在、障害者スポーツセンターがない都道府県・政令市での新設は現実的には難しく、前述した障害者専用・優先スポーツ施設における障害者のスポーツ実施事業や潜在的ハブ施設の既存機能を整理し、可能性の検討が重要である。

5. スポーツ施設から地域拠点となるための避難所機能の追加

指定福祉避難所は、市町村が災害対策基本法の基準をふまえて指定する。内閣府「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(2016)によると、想定している対象者は、障害の程度等により、指定一般避難所などでは避難生活が困難な要配慮者で、老人福祉施設、障害者支援施設、保健センターなどの設備や体制が整った施設に避難させることを想定している。

障害者専用・優先スポーツ施設は、当事者や保護者・介助者にとって日頃から慣れ親しんでいる場所であり、多くの施設でバリアフリー化されており設備面での支障はない。さらに、スポーツを通じて安全・安心を提供していることから、障害者専用・優先スポーツ施設が障害当事者にとって精神的な居場所となっていることも多く最適な場所と言えるだろう。障害者専用・優先スポーツ施設としての事情に留意しつつ、日頃から行政と情報交換を行うことにより、人材の確保や備蓄等を準備する体制が整えられる。

図表 2-6-2 で示した通り、障害者専用・優先スポーツ施設では、指定一般避難所(22.6%)、指定福祉避難所(12.3%)、協定等による福祉避難所(15.1%)となっており、合計すると 50% が避難所機能を有していた。障害者にとって設備面で支障のない障害者専用・優先スポーツ施設の利点を生かし、要配慮者向けの福祉避難所に指定することは、地域の障害者にとっての安全・安心につながる。現状を鑑みた上で、内閣府のガイドラインを参考に、障害者専用・優先スポーツ施設を要配慮者のための避難所として活用形態を 3 パターンにまとめた(図表 5-4)。

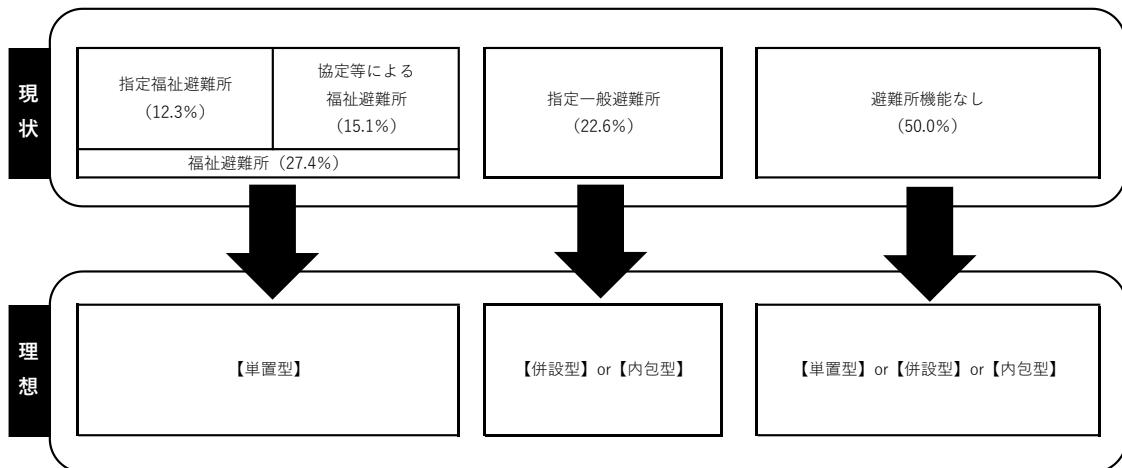
図表 5-4 障害者専用・優先スポーツ施設における要配慮者のための避難所活用形態

	【単置型】	【併設型】	【内包型】
主に障害のない人		指定一般避難所	指定一般避難所
要配慮者 (障害者含む)	指定福祉避難所	指定福祉避難所	指定福祉避難所 or 要配慮スペース

【単置型】は指定福祉避難所や協定等による福祉避難所を指す。本研究では、指定福祉避難所(12.3%)、協定等による福祉避難所(15.1%)の 2 つの避難所形態をあわせた 27.4% の施設が該当する。【併設型】は同施設内で障害の有無に問わずに居住者等を受け入れるが、建物等で区分して、主に障害のない人は一般避難所機能を有する建物、要配慮者は福祉避難所機能を有する建物に誘導し、避難・滞在を想定する。本研究では、指定一般避難所の 22.6% がその可能性を秘めている。施設内を建物等で区分できる場合には、指定福祉避難所機能を追加することで実現できる。施設内を建物等で区分できない場合には、【内包型】として、指定一般避難所内的一部スペース(空き部屋や一部を区切った部屋等)に、生活相談員(要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者)等を配置し、指定福祉避難所の基準に適合すれば、指定福祉避難所としての機能を有することになるので、条件が整えば可能である。

図表 5-5 に現状の障害者専用・優先スポーツ施設の現状と理想の移行形態をまとめた。すでに福祉避難所となっている 27.4% の施設は【単置型】、指定一般避難所となっている 22.6% の施設は【併設型】か【内包型】、現在、避難所機能を有していない 50% の施設は各施設が保有する付帯施設の状況等により【単置型】【併設型】【内包型】のいずれかで検討することができる。

図表 5-5 障害者専用・優先スポーツ施設における移行形態の理想



大規模災害発生時には、多くの要配慮者の避難が必要となり、その際、居住自治体の枠内にとどまらず、広域で移動することから、市町村単位での支援活動に限界がある。例えば、高知県では 4 市町（高知県南国市・香美市・香南市・大豊町）が、広域的支援体制の構築に向けて、知的障害、発達障害児者を対象とした災害時における広域福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している。

秋吉らは「災害時の公共スポーツ施設のあり方」において、災害時の公共スポーツ施設について、指定管理者の選考基準と協定書の視点から現状と課題を明らかにした。そのなかで、指定管理者の選考や協定締結時には自治体と指定管理者における役割分担や費用負担について不明確なケースが一定数あった。さまざまなお期せぬ状況が考えられ容易に明確にできないと推測しながらも、日頃からの備えが非常時の利用者や地域住民への円滑な対応につながるため、自治体（施設所管課、防災担当課）、指定管理者、地域住民との緊密な連携が望ましいとしている。さらに、避難所に指定されていない施設が避難所になるケースがあるとし、現実的に発災時に施設にいる指定管理者は、目の前に避難者がきたら対応せざるを得ないとしている。

公共スポーツ施設に限らず、本研究で対象とした障害者専用・優先スポーツ施設も公共の施設であることを鑑みると、福祉避難所に指定されていなくても、発災時には地域の障害者が避難していく可能性がある。地域の障害者スポーツの拠点となっている障害者専用・優先スポーツ施設には、設置している市区町村に限らず、近隣自治体から利用者が集まる傾向があり、それらをふまると、障害者専用・優先スポーツ施設が避難所機能を持つことは、ひとつの自治体に限らず、広域においてスポーツの枠を超えて人々が集う場となる可能性を秘めている。発災時の予期せぬ状況を考慮すると慎重な対応が求められると認識しつつも、指定管理者の選考基準や協定書の内容など、自治体と指定管理者、地域の障害者との関係性を再検討する時期にきていると言えるだろう。